

共有名義の固定資産税に関する減免効力の適用にかかる同意書

地方税法第10条及び民法第441条本文の規定により、共有名義の固定資産税に関し、連帯納税義務者の一人に対して行われた減免は、原則として他の連帯納税義務者に対して効力が生じないとされておりますが、民法第441条ただし書の規定により、他の連帯納税義務者の固定資産税（ 年度）に、減免の効力を適用させたいので申し立てます。

川島町長 宛

減免を受けた連帯納税義務者

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日

申立人

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____